

公募公告

2025 年 4 月 30 日

日本銀行では、「I T 市場に関するリサーチ情報提供サービス」を提供する業者の選定について、下記の応募要件を満たし、案件の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

なお、本件公募の結果、案件を実施できる者が複数あると確認された場合には、別途公告のうえ一般競争入札を行うことを予定しています。

日本銀行調査統計局長

1. 公募に付す事項

(1) I T 市場に関するリサーチ情報提供サービスの業務内容

- ① I T 完成品・半導体の出荷、在庫等に関するデータの提供
- ② ①を基にした、I T 完成品・半導体市場の見通しに関する四半期毎もしくは四半期毎より高い頻度での会議（日本銀行調査統計局によるヒアリング）の実施

(2) 契約期間

契約締結日（2025 年 5～6 月）から 1 年間

— 詳細は、別途交付する「公募説明書」による。

2. 応募要件

次の要件を全て満たす者に限り、入札に参加することができる。

- (1) 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しない者。被保佐人、被補助人、未成年者にあっては契約締結のために必要な同意を得ている者。
- (2) 下記のイ、～ハ、に該当しない者。
 - イ、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ロ、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
 - ハ、前イ、ロ、に準じて契約の履行能力がないと認められる者。
- (3) 開札時まで日本銀行から「調達・処分に関する取引停止措置要領」に基づく取引停止措置（次のイ、およびロ、に該当する措置に限る。）を受けていない者。
 - イ、措置の効果が日本銀行調査統計局との契約に及ぶ場合。
 - ロ、措置の効果が本件入札にかかる契約の属する業務分野または履行地域に及ぶ場合。
- (4) 自己、自社若しくはその役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者でないこと。

- (5) 「破壊活動防止法」に定めるところの破壊的団体またはその構成員でないこと。
- (6) 予算決算及び会計令第72条に基づき、中央官庁が定める令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）中、「役務の提供等」の営業品目「調査・研究」あるいは「情報処理」において、A、B、CまたはD等級の格付けを有している者、またはそれと同等の経営状況にあると日本銀行が認めた者。
- (7) 本件業務の遂行において、本行の求めに応じて本行本店（東京都中央区）における打合せに参加できる者。
- (8) 2012年度以降に、次の①および②のデータを含むリサーチ情報提供サービスの契約実績を有する者。
- ① PC出荷（メーカー出荷）の四半期データ：4系列
 - ・台数：4製品（デスクトップPC、ノートPC、タブレットPC、計）×世界計
 - ・データ提供時点での実績値および予測値
 - ② 携帯電話機出荷（メーカー出荷）の四半期データ：1系列
 - ・台数：1製品（スマートフォン）×世界計
 - ・データ提供時点での実績値および予測値

3. 応募方法

(1) 申込み期間

公募に参加を希望する者の申込み期間は、2025年4月30日（水）～2025年5月13日（火）の期間中、日本銀行の毎営業日10時～17時の間、後述の(3)の受付担当で申込みを受付ける。

(2) 応募の際の提出書類

応募に当たっては、「参加意思確認書」（後述の4.（1）に記載の「公募説明書」に添付）に次の書類を添えて提出すること。

イ、「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

— 「全省庁統一資格」未取得者の場合は、以下のA.～C.の書類＜内容が鮮明であれば写しで可＞

A. 営業経歴書

- 対外的に配布している会社概要パンフレットなど、会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績および営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類。
- パンフレット等がなく、新たに作成する場合には適宜の書式で可。
- 審査依頼日前1年以内に作成したもの。

B. 財務諸表類

- 直近2年間の事業年度分にかかる貸借対照表および損益計算書。

C. 法人税、消費税および地方消費税にかかる納税証明書

- 未納税額がないことを証するもの。「納税証明書（その1）」、「納税証明書（そ

の3)」、「納税証明書(その3の3)」のいずれでも可。

— 発行日から3か月以内のもの。

ロ、「商業登記簿謄本」または「現在事項全部証明書」＜内容が鮮明であれば写しで可＞

— 発行日から3か月以内のもの。

ハ、代表権を有する者の印鑑証明書＜内容が鮮明であれば写しで可＞

— 発行日から3か月以内のもの。

ニ、上記2.(8)の契約実績に関する資料(詳細については、公募説明書で指定する)

(3) 提出先等

上記(2)に記載の書類は、申込み期間中に受付担当宛てに持参または郵送(配達証明等の配達履歴が残るものによること)にて提出すること。インターネットメール、FAX送信による提出は認めない。郵送の場合は、申込み期間中に「必着」のこと(郵送事情等による遅延が生じた場合であっても、当該事情は一切斟酌しない)。

(受付担当)

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町2-1-1 南分館3階
日本銀行 調査統計局経済調査課企業調査グループ 前野または安藤
電話 03(3277)2863 (ダイヤルイン)

(4) 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募参加資格を満たさない者の参加意思確認書等は無効とする。

(5) 審査

参加意思確認書が提出された場合、日本銀行は応募資格の有無を審査のうえ、当該参加申込み者に対し審査の結果を通知する。

4. 公募説明書の交付等

(1) 公募にかかる事項の詳細は、「公募説明書」による。本説明書は、上記3.(1)の申込み期間中に受付担当において交付する。なお、本説明書の交付を希望する者は、事前に受付担当に連絡すること。

(2) 「公募説明書」の交付に当っては、誓約書(別添)の提出を条件とする。交付当日に誓約書を持参すること。

以 上

(別 添)

誓 約 書

年 月 日

日本銀行調査統計局長

川 本 卓 司 殿

印

貴行の「IT市場に関するリサーチ情報提供サービス」に関する公募公告について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 公募に際し知り得た貴行に関する情報については、公募への参加以外の目的には使用せず、第三者はもとより、弊社の役員または従業員であっても関係者以外には漏らしません。また、公募終了後もこれを遵守します。
2. 貴行から貸与された文書等は、公募参加検討のためにのみ使用します。また、公募にかかる手続きが終了次第、貴行の指示に従い直ちにこれを返却します。
3. 貴行から貸与された文書等を複製することはしません。電子媒体を貸与された場合において、当該電子媒体の格納情報の復号と印刷は、公募参加検討に必要な最小限に限定して行い、復号された格納情報と印刷物は、公募・開札日時までに弊社で必ず廃棄・裁断処分いたします。
4. 貴行から貸与された文書等および3. の印刷物については、その紛失または情報漏洩が発生することのないよう、これを厳格に保持、管理します。
5. 公募参加にあたり、あらかじめ書面による貴行の承認を特に得た場合を除き、その作業の一部であっても外注先に委託することはありません。
6. 本誓約書提出後に、公募参加資格に変更があった場合または日本銀行調査統計局以外の局室研究所、支店および事務所からの取引停止処分等（営業停止処分、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者を含む）を受けた場合は、速やかに貴行へ申し出ます。
7. 上記事項に違反し、弊社の責により貴行に損害を与えた場合には、法律の定めに従い損害賠償責任を負います。

以 上

誓 約 書

必ず日付を記入してください。

年 月 日

日本銀行調査統計局長

川 本 卓 司 殿

会 社 名

役職名 氏 名

「契約締結権限者」である代表者または代表者から当該権限の委任を受けている者（委任状を提出済みの場合）の役職名、氏名、印鑑としてください。

代表者または印
印

貴行の「IT市場に関するリサーチ情報提供サービス」に関する公募公告について、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1. 公募に際し知り得た貴行に関する情報については、公募への参加以外の目的には使用せず、第三者はもとより、弊社の役員または従業員であっても関係者以外には漏らしません。また、公募終了後もこれを遵守します。
2. 貴行から貸与された文書等は、公募参加検討のためにのみ使用します。また、公募にかかる手続きが終了次第、貴行の指示に従い直ちにこれを返却します。
3. 貴行から貸与された文書等を複製することはしません。電子媒体を貸与された場合において、当該電子媒体の格納情報の復号と印刷は、公募参加検討に必要な最小限に限定して行い、復号された格納情報と印刷物は、公募・開札日時までに弊社で必ず廃棄・裁断処分いたします。
4. 貴行から貸与された文書等および3. の印刷物については、その紛失または情報漏洩が発生することのないよう、これを厳格に保持、管理します。
5. 公募参加にあたり、あらかじめ書面による貴行の承認を特に得た場合を除き、その作業の一部であっても外注先に委託することはありません。
6. 本誓約書提出後に、公募参加資格に変更があった場合または日本銀行調査統計局以外の局室研究所、支店および事務所からの取引停止処分等（営業停止処分、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者を含む）を受けた場合は、速やかに貴行へ申し出ます。
7. 上記事項に違反し、弊社の責により貴行に損害を与えた場合には、法律の定めに従い損害賠償責任を負います。

以 上